

仕 様 書

- 1 件 名 設計積算システム等機器借上げ
- 2 借上期間 令和 8 年（2026 年） 1 月 1 日から
令和 12 年（2030 年）12 月 31 日まで
- 3 借上場所 上下水道部指定場所
- 4 支払方法 月払（60 回払）
- 5 仕様詳細 機器等内訳書のとおり
- 6 その他
 - (1) 納品日程等の詳細スケジュールは本契約締結後、協議して定める。
 - (2) 借上げ期間終了後、再延長借上を行う際には月ごとの契約が可能なこと。また、保守に関しても同様に可能なこと。
 - (3) ソフトウェアに係る著作権使用許諾契約については、著作権法等関係法令の趣旨に従い、適正な手続及び導入を行うこと。
 - (4) 本契約に含まれるソフトウェアのライセンスに関しては、著作権法等関係法令に違反しなければ、発注者に帰属して導入すること（契約期間満了後、本市の要望に応じて譲渡すること。）。
 - (5) ハードウェアにおいては、調達時点での最新機種且つ、ハードウェアメーカーの純正品として動作性能が保証される機器であり、引渡し後 5 年間の機器保証をすること。
なお、本借上契約前に本仕様機種の後継機種が発表される、又は機種が製造終了された場合には、発注者とハードウェア仕様の再調整を行い、納入すること。
 - (6) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取り組みに協力すること。
 - (7) 当該作業を実施するに当たり、別記外部委託における情報セキュリティ遵守事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (8) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為に

よる被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(7) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

(8) 本仕様書に明記されていない事項については、協議を受け発注者が指示する。ただし、明記されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者の責任において実施すること。

(9) 本委託内容について記載なき事項については、関係法令に準拠するものとする。

7 問合せ先 草加市上下水道部水道工務課 計画係

電話048-925-3133（直通）

機器等内訳書

1 借上機器

(1) C A D数量計算システムサーバ	1 台
(2) バックアップ用N A S	1 台
(3) 無停電電源装置 (U P S)	1 台
(4) 土木積算システム「明積 8」 上水道・上水道委託データオプション	1 式
(5) C A D数量計算システム	1 式
(6) その他必要ソフトウェア・ライセンス等	1 式

※ ハードウェアに関する詳細仕様は別紙を参照すること。

※ クライアント機器、クライアント機器にインストールする汎用ソフトウェア、プリンタ、ネットワーク機器は上下水道部が用意するものとする。

2 借上の目的

本借上は、C A D数量計算システムを導入すると併せて、草加市建設部建設管理課で既に稼働している土木積算システム「明積 8」に「上水道・上水道委託データ」のオプションを追加して水道の積算業務を可能とするものである。

草加市上下水道部が借上げるC A D数量計算システムと草加市建設部が管理する土木積算システム「明積 8」の双方のシステムを連携させることで、積算業務の一元化及び効率化を図ることを目的とする。

なお、双方のシステム『C A D数量計算システム』と『明積 8』を連動させることで、設計積算業務を実現するシステム構成を『水道積算システム』と定義する。

3 作業内容

(1) 事前作業及び打合せ

事前作業及び打合せは、発注者の業務に支障がないように調整の上、日時を決定し、作業手順確認や水道積算システムのセットアップ環境調査及びデータ取得を行うものとする。なお、打合せ記録簿は、発注者の求めに応じて、作業過程で行う協議についても作成し、発注者へ提出すること。

(2) 設置場所における作業

① 機器搬入

② C A D数量計算サーバ、バックアップ用N A S及びU P S 据付

- ③ C A D数量計算サーバ設定（O Sインストール、ネットワーク設定、C A D数量計算システムインストールおよび初期設定、U P S設定、バックアップ設定、ウイルス対策ソフトウェアのインストールなど）

※ 事前に受注者環境で行える作業は受注者環境で行ってもよい。

- ④ クライアント機器 1 3 台のセットアップ

草加市上下水道部で現在稼働している 1 3 台に対して実施するものとする。

ア ネットワーク設定（IP アドレス、hosts ファイルなど）

イ 水道積算システム用ソフトウェアのインストールとセットアップ

ウ 水道積算システムの動作確認、

エ 周辺機器（プリンタ）との接続動作確認

※ 詳細な作業範囲は、発注者と受注者で協議する。

- ⑤ 土木積算システム「明積 8」設定変更

ア 上水道・上水道委託データオプション設定

イ アクセス権設定

ウ C A D数量計算システム連携確認

エ バックアップ設定

※ 草加市で現在稼働している土木積算システム「明積 8」サーバへの設定変更作業とする。

- ⑥ バックアップ用 N A S 設定

ア バックアップ用ファイルの保管領域作成

イ ファイルサーバ保管領域作成

ウ データ移行

(3) その他

- ① 各種設定情報は上下水道部の指示に従うものとする。

- ② 作業に当たって、ネットワーク敷設や配線変更作業、電源作業等は含まない。

- ③ C A D数量計算システムを利用するクライアント（1 3 台）については、借上期間中に機器更新（1 回）を予定している。機器更新時には、機器更新前と同様に、新しい端末でも水道積算システムが利用できるように再設定すること。

- ④ ユーザ向け操作教育を、システム導入時に 1 回、借上期間の各年度に各 1 回（毎年 4 月を想定）実施すること。1 回あたりの時間は 2 時間半を 1 日で 2 コマ実施することを想定している。

- ⑤ 土木積算システム「明積 8」サーバでの作業においては、「明積 8」を利用する職員の業務停止時間を最小限とするよう配慮すること。

- ⑥ 次のとおり、水道用の資材単価登録業務を実施すること。

登録頻度	刊行本（積算資料及び建設物価資料）年１２回（月次） 見積単価 年１回（４月）
単価本数	積算資料及び建設物価資料 約１１００本想定 見積単価 約１１００本想定

刊行本見積単価の決定単価を発注者で算出し、受注者がマスタデータを作成する。マスタデータについては、ＣＤ又はＤＶＤ等の媒体を草加市に送付すること。システムへの更新作業は草加市が実施する。

４ システム要件

(1) 共通事項

- ① 水道積算システムの利用に際しては職員に付与したパスワードで管理し、利用者の環境ごとにデータ更新や設計書閲覧等の制御を行うこと。
- ② 製図にあたっては、土木積算システム「明積８」とＣＡＤ数量計算システムが、シームレスに連携してユーザがシステムの切替を意識することなく利用できる、又はユーザが簡易な操作でシステム間のデータ連携をできる機能を有すること。

(2) 土木積算システム「明積８」

- ① 草加市建設部建設管理課が既に導入している土木積算システム「明積８」サーバを利用すること。
- ② 「上水道・上水道委託データ」オプションを導入し、同一ネットワークに属する端末から、水道の設計積算が行えるようにすること。
- ③ 水道工務課内で１０台の同時接続利用者数を確保できる設定及びライセンス体系とすること。

(3) ＣＡＤ数量計算システム

- ① 利用端末数は１３台とし、同時接続利用者数は最大で１０台とする。
- ② ＣＡＤに不慣れな職員でも簡単に図面がひける機能を搭載していること。
- ③ 材料の配置から図面装飾まで感覚的に操作ができること。
- ④ 「明積８」との共通データ化が可能なこと。ＣＡＤ数量計算システムで設定した材料や歩掛を引継げること。
- ⑤ 製図において、簡単に数量が拾い出せること。数量計算結果が「明積８」に引き渡せること。変更設計においても同様のこと。

5 貸与資料

- (1) 本作業に必要な資料は、発注者より受注者に貸与するものとし、持ち出しができない資料については、受注者の負担で複写するものとする。貸与資料については、受注者が作業完了後、速やかにこれを返却しなければならない。
- (2) 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は、借用書を提出しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与品を善良な管理者のもと厳重に保管しなければならない。
- (4) 受注者は、故意または、過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったとき、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復し又は、損害を賠償しなければならない。

6 成果品

受注者は、水道積算システム用ソフトウェアのセットアップ後、借上げ機器等の取扱説明書、保証書、システム設定資料及び付属資料を整理して発注者へ提出すること。

7 保守等

- (1) ハードウェア及びソフトウェアの障害対応

ハードウェア及びソフトウェアの障害若しくは致命的な欠陥が認められた際には、発注者の指示のもと、原因の究明、機器の修理、部品の交換及びソフトウェアの再設定等必要な措置を迅速に行うこと。部品交換等を含め原則、現地での作業とし、すべての導入機器を保守対象とすること。（なお、ハードディスク障害の際は、障害対象となるハードディスクのデータを即時に完全消去してから撤去すること。ただし、即時に消去不可の場合はハードディスクを発注者指定場所に一時保管し、一定期間内に完全消去してから撤去すること。）

なお、障害発生への対応及び復旧作業等については、本契約を請けたものが総合的に行うものとし、障害発生時の対応及び復旧作業等に係る体制等について発注者の了解を得ること。

また、障害連絡の一次窓口はコールセンター等の保守専用窓口を要し、迅速に保守員への連絡が取れる体制を有すること。

- (2) 保守に係る時間帯については、次のとおりとする。

草加市の休日を定める条例（平成4年5月28日条例第16号）第1条第1項に規定する日を除く日のうち、午前9時00分から午後5時15分までを基本とする。

- (3) 復旧作業に要する時間が長時間に及び、発注者の業務に重大な影響が発生する可能性がある場合については、発注者の要求に応じて同等機種の代替機を用意すること。

- (4) 障害、その他の事情等で、建設管理課が管理する積算システム「明積8」サーバが長時間機能しなくなった際には、水道の設計積算業務が停止しないように、CAD数量計算システムサーバに、土木積算システム「明積8」の環境を移行または構築すること。当該作業に係る費用については、発注者及び受注者で協議するものとする。

8 撤去費用

借上げ期間満了時の機器の撤去費用については、受注者の負担とする。

撤去に際しては、機器に保存されている情報（消去されているが復元可能なものを含む）は上下水道部の情報資産であることから、上下水道部から持ち出してはならない。これを確実に履行するため、ハードディスクについては、職員立ち合いの下、データを読み出せないよう物理的に破壊してから、持ち出すことを原則とする。

これが難しい場合、撤去前に、確実な履行方法について市と協議し、必要な協力を行うこと。

別紙

ハードウェア仕様書

1 CAD数量計算システムサーバ 1台

項目	内容
形状	ラックマウント型（日東工業製の 42U システムラック（型番：FSS100-720EKN/H）にラックマウントすることを想定）
プロセッサ、メモリ	発注者が想定する運用に十分に耐えられる性能、容量のものを搭載すること。 ・CPU：Xeon 4cores 2.60GHz E-2414 または同等以上 ・メモリ：16GB 以上
SSD	Raid 構成及びホットスワップを用意し、耐障害性に配慮すること。 HDD 容量は発注者の運用に十分に耐えられる容量を用意すると共に、冗長性をもたせること。 ・480GB×2 本以上 ※使用容量：480GB 以上
光学ドライブ	内蔵 DVD-ROM 以上
インターフェース	USB、LAN、VGA 等 ※KVM スイッチ用のコンソールケーブルは発注者で用意する。
通信	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠 RJ-45×2 以上
OS	Microsoft Windows Server 2022 又は 2025 standard Edition
その他ハードウェア、ソフトウェア等	・発注者が想定する運用及びCAD 数量計算システムが正常に動作するために必要な各種ハードウェア、ソフトウェアを用意すること。 ・UPS 管理ソフトウェアを用意すること。 ・Windows Server 2022 又は 2025 の CAL を必要数分用意すること。
保守	翌営業日対応オンサイト保守（5年）

2 バックアップ用NAS 1台

項目	内容
形状	ラックマウント型（日東工業製の 42U システムラック（型番：FSS100-720EKN/H）にラックマウントすることを想定）
OS	Linux または MicroSoft Windows
ディスク容量	4TB 以上（4 ベイ以上）
通信	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠 RJ-45
インターフェース	USB、LAN
保守	デリバリー保守（5年）

3 無停電電源装置 1 台

項目	内容
形状	ラックマウント型（日東工業製の 42U システムラック（型番：FSS100-720EKN/H）にラックマウントすることを想定）
出力容量	750 V A 以上
通信	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠 RJ-45
インターフェース	USB、LAN
保守	バッテリー交換を含めること。

外部委託における情報セキュリティ遵守事項

1. 基本事項

草加市は、保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、市が実施する情報セキュリティ対策の基本的事項を「情報セキュリティ基本方針」として定めている。また、当該セキュリティ対策の有効性及び効率性の確保を目的として、遵守すべき行為、判断等に関する基本的事項を「情報セキュリティ対策基準」として定めている。

市の情報資産を取扱う業務の受注者は、当該基本方針及び対策基準の適用範囲に含まれることから、次の事項を遵守し、市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するよう努めなければならない。

2. 情報の分類

受注者は、原則として次の分類を行った上で、情報を保護すること。

市保有情報	市から貸与された情報のこと。
重要情報	市から貸与された情報の内、個人情報、特定個人情報及び非公開情報を含む情報のこと。

3. 情報の保護

受注者は、次の対策に努めること。

共通	➤ 市の承諾なしに、市保有情報の一部又は全部を第三者へ提供することのない制御すること。
市保有情報	➤ 市保有情報を取扱う作業従事者を明確にし、その範囲内でのみ取扱うよう制御すること。 ➤ 市保有情報を保管する場所は、作業従事者のみが取扱えるよう制御すること。 ➤ 契約満了時等で市保有情報を市へ返却する際は、受注者内にデータ等が残らないよう消去する手順が確立すること。 ➤ 市保有情報を受注者のファイルサーバ等で電子データとして保有する場合、作業従事者のみがアクセスできるよう制御すること。 ➤ 市保有情報を作業従事者が市に無断で持ち出すことがないよう管理を徹底すること。 ➤ 市保有情報を市と電子メールでやり取りする場合、暗号化等の情報漏えい対

	策を行った上でやり取りすること。 ➤ 市保有情報を運搬することがある場合、盗難及び紛失対策を行った上でやり取りすること。
重要情報	【市保有情報における制限に加えて】 ➤ 業務従事者のパソコンは、関係者以外からの覗き見防止等の対策を行うこと。 ➤ 業務従事者が USB メモリ等の電磁的記録媒体を使って不正に情報がコピーされることがないように適切に制御すること。 ➤ 業務従事者のパソコンは、OS 等を最新の状態とすること。ただし、システムの動作検証のため、過去のOSを使用する必要があるなど、理由がある場合については、この限りでない。 ➤ 業務従事者のパソコンは、盗難及び紛失時にデータが漏えいしないよう対策が施すこと。

4. ネットワークの強靱化対策

受注者は、重要情報を取扱う作業環境を様々な情報セキュリティリスクから保護しなければならない。また、特定個人情報を取扱う環境はインターネットから分離した環境を用意し、そこでのみ取扱うこと。その他、総務省が発行する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「総務省ガイドライン」という。）」で示された基準を遵守すること。

5. 物理的セキュリティ

受注者は、原則として次の物理的対策を講じること。

管理区域	➤ サーバ等の機器を設置する場所は、管理区域とし管理すること。 ➤ 外部に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない立入りを防止すること。 ➤ 管理区域への入室は、入退室を許可された者のみに制限し、ICカード、指紋認証等の生体認証や入退室管理簿の記載による入退室管理を行うこと。 ➤ 管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示すること。 ➤ 当該情報システムに関連しない、または個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないこと。
装置のセキュリティ	➤ サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう

	適正に固定する等、必要な措置を講じること。 ➤ 通信ケーブル及び電源ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用する等必要な措置を講じること。 ➤ 電磁的記録媒体を内蔵する機器を受注者以外に修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合、管理責任者は、外部の事業者へ故障を修理させるにあたり、修理を行う事業者との間で、守秘義務契約を締結するほか、秘密保持体制の確認等を行うこと。
通信回線・機器	➤ ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報が破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように十分なセキュリティ対策を実施すること。 ➤ 外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らすこと。

6. 人的セキュリティ

受注者は、業務従事者に対し必要な情報セキュリティ教育・トレーニングを行うこと。また、市の求めに応じてその実施記録の提示を行うこと。なお、業務従事者に対し、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた機器等を返却させるとともに、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない旨を合意させること。

7. 技術的セキュリティ

受注者は、次の情報セキュリティ対策を行うこと。

アクセス制御	➤ 原則として、情報システム及びパソコンを使用する際は、業務従事者ごとにIDを発行すること。 ➤ 業務従事者のIDは、本人以外がアクセスできないよう認証方法は最良の方法を選択すること。
開発・導入	➤ 開発で用いる環境に対して、管理責任者の管理の元で適切な対策を行うこと。 ➤ システム開発の責任者及び作業者が使用するIDを管理し、開発完了後、開発用IDを削除すること。 ➤ システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境を分離すること。 ➤ 重要情報を、テストデータに使用しないこと。
不正プログラム対策	➤ 業務従事者が操作するパソコン等は、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、パソコン等に常駐させること。 ➤ 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新の状態に保

	つこと。
不正アクセス対策	➤ 外部からの不正アクセス及び内部不正に備え、情報漏えいを防止するために必要な対策を講じること。 ➤ 不正通信、不正操作等を牽制するための必要な監視を行うこと。

8. 監査等への協力

受注者は、市の求めに応じて立入検査等に応じること。

9. その他

受注者は、上記以外の基準が必要となった場合は、総務省ガイドラインを参照するとともに、市と協議し対策を行うこと。

以 上

改正履歴

制定（改正）年月日	改正の概要及び理由
令和 2 年 4 月 1 日	初版制定